

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の整備等の推進

(1) 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、汚水処理の早期概成を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じること。

さらに、下水道台帳システムの整備に係る財政措置を講じること。

(2) 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画策定に資するため、施設の集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。

(3) 下水道事業経営の健全化を図るため、高資本費対策に係る地方財政措置を拡充すること。

2. 末端管渠の整備については、社会資本整備総合交付金の対象とするなど財政措置を講じること。

3. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設の改修・更新及び溢水対策等に係る十分な財政措置を講じること。